

内灘町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 25,661	千円 14,341,284	千円 181,853	千円 1,999,970	% 13.9	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

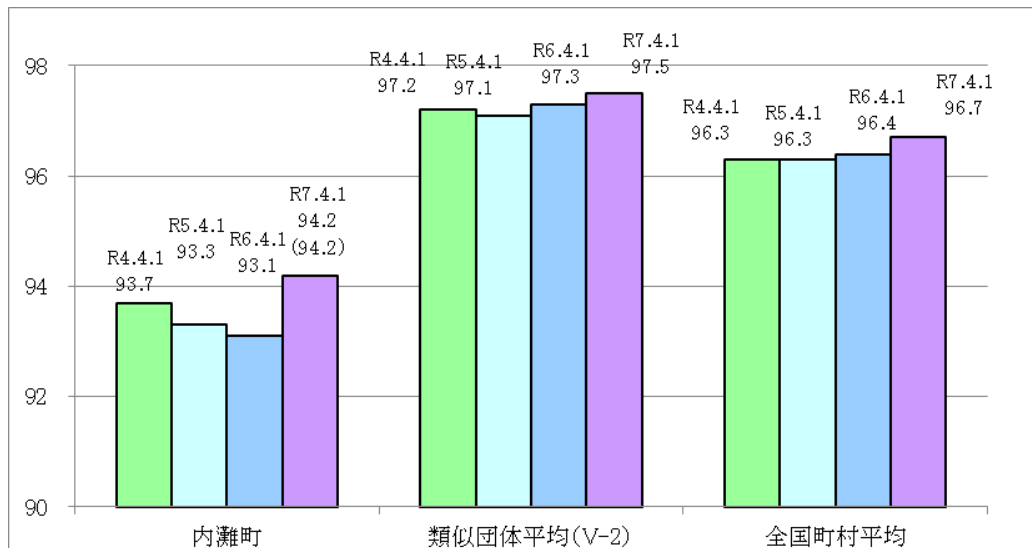
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 191	千円 639,288	千円 158,039	千円 262,724	千円 1,060,051	千円 5,550	千円 5,979

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

—

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準が0%になったことを踏まえ、内灘町においても段階的に廃止。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは1%を支給、令和9年4月1日以降は支給なし。

③ その他の見直し内容

扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
内灘町	40.1 歳	302,800 円	364,454 円	336,623 円
石川県	42.8 歳	328,154 円	422,510 円	360,858 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		内 灘 町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大 学 卒	267,000 円	300,067 円	*	*
	高 校 卒	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(—)」としている。

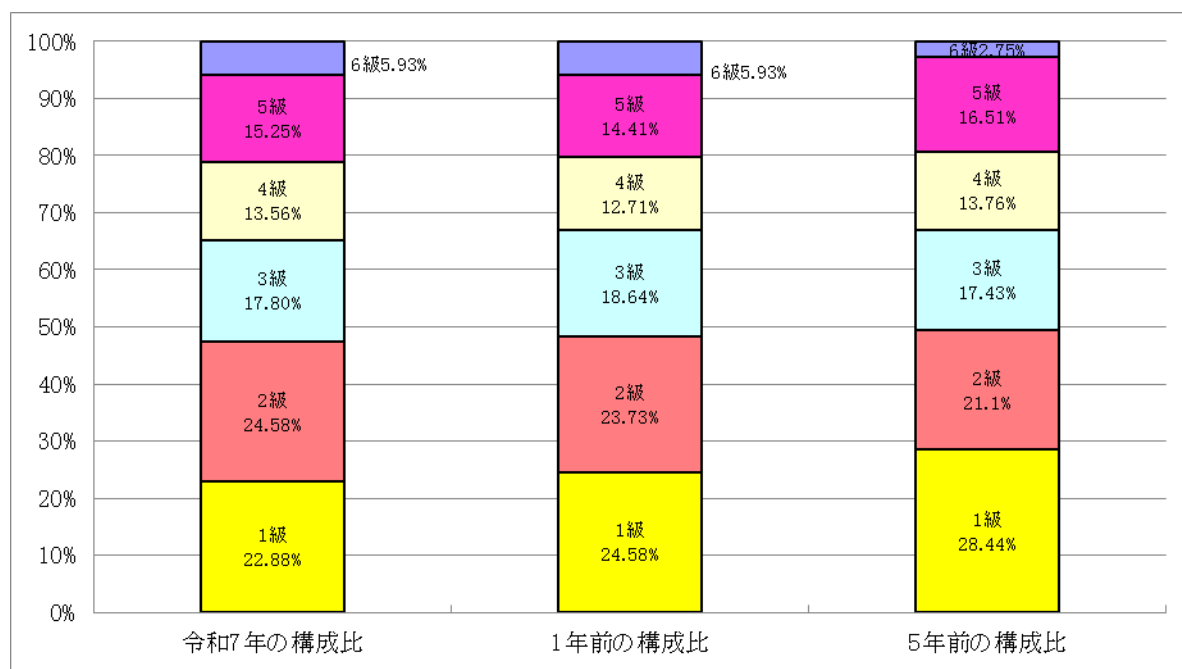
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

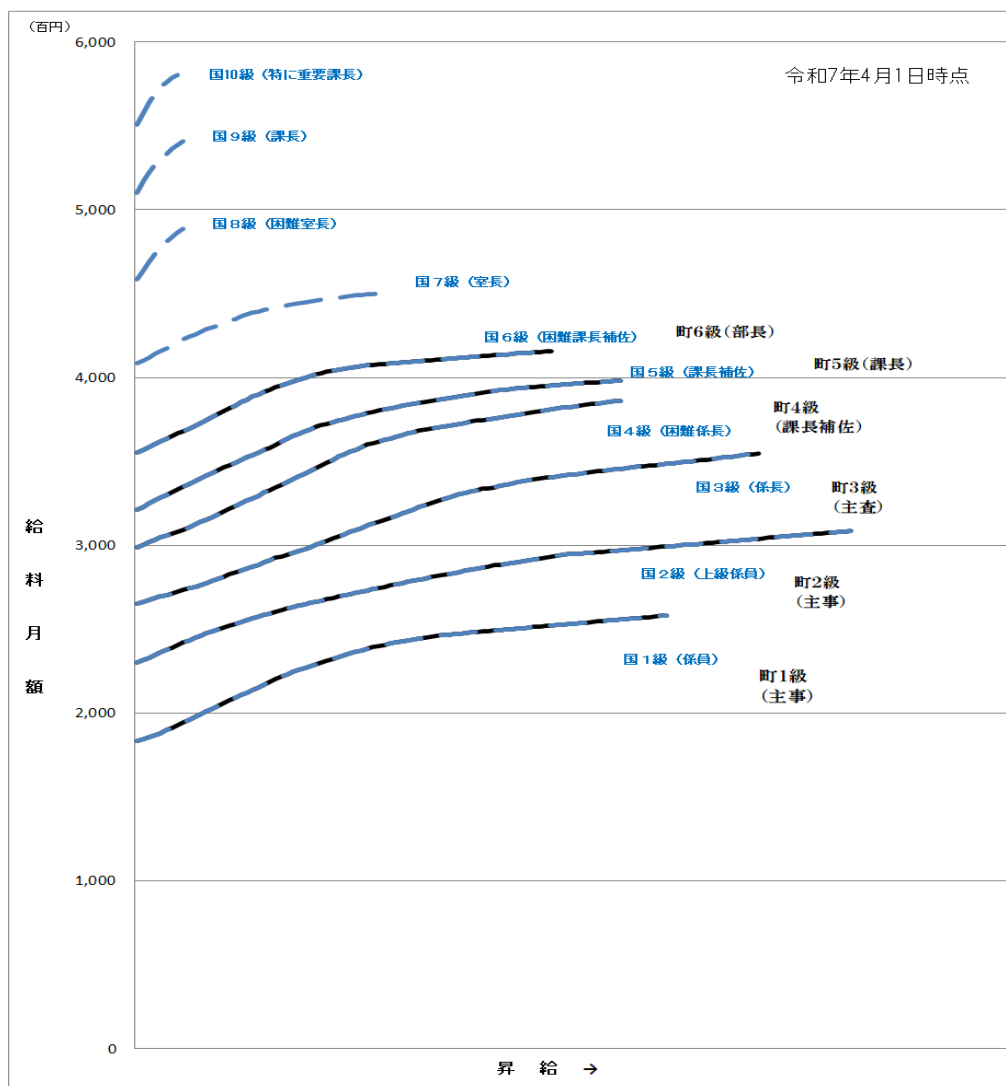
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	部 長	7 人	5.93 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課 長	18 人	15.25 %	321,300 円	398,200 円
4 級	課 長 補 佐	16 人	13.56 %	298,800 円	386,100 円
3 級	総 括 主 査 ・ 主 査	21 人	17.80 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主 事	29 人	24.58 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主 事	27 人	22.88 %	183,500 円	258,100 円

（注）1 内灘町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（内灘町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,431 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,730 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級3級～6級 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

内 灘 町	国		
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分		
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100		
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算 （退職時特別昇給 無）	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 2,144千円 *	—		

- (注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		22,166 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		106,569 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内 灘 町	2 %	208 人	2 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由		—	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			1,178 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			44 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			17.9 %
手当の種類（手当数）			4 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	公共用地の取得等のために行う交渉業務で、町長が困難であると認めるものに従事した職員	困難な用地交渉	<u>日額 300円</u>
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症が発生し又は発生するおそれのある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員又は感染症の病原体の防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	<u>日額 300円</u>
行旅死亡人等の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員又は生活保護法の適用を受けている者が死亡した場合において、遺留金品の整理及び納骨に従事した職員	行旅死亡人等の遺留金品の整理納骨	<u>1件につき 3,000 円</u>
消防救急業務等に従事する職員の特殊勤務手当	1.火災現場に出動し、消火作業に従事した職員 2.救急現場に出動し、救急業務に従事した職員 3.救助現場に出動し、救助活動に従事した職員 4.その他災害現場に出動し、災害活動に従事した職員		<u>それぞれ出動1回につき 300 円</u> (救急救命士の資格を有する者が救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置を行った場合は、500円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	54,031 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	358 千円
支給実績（令和5年度決算）	57,441 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	434 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	・ 配偶者 3,000円 ・ 子 11,500円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円	同	無	16,935 千円	222,830 円
住 居 手 当	○ 借家・貸間 ・ 家賃月額27,000円以下 家賃月額－16,000円 ・ 家賃月額27,000円を超え61,000円未満 (家賃月額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃月額61,000円以上 28,000円	同	無	9,517 千円	237,924 円
通 勤 手 当	○ 片道2km未満 支給なし ○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 150,000円) ○ 自動車等の利用者(月額) - 片道5km未満 2,000円 - 片道5km以上10km未満 4,200円 - 片道10km以上15km未満 7,100円 - 片道15km以上20km未満 10,000円 - 片道20km以上25km未満 12,900円 - 片道25km以上30km未満 15,800円 - 片道30km以上35km未満 18,700円 - 片道35km以上40km未満	同	無	8,338 千円	54,858 円

	21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円				
管理職手当	・ 部長 68,000円 ・ 担当部長 68,000円 ・ 課長 54,000円 ・ 担当課長 54,000円 ・ 副参事 36,000円 ・ 課長補佐（相当職含む） 31,500円	—	—	30,362 千円	532,658 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	9,430 千円	174,624 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の 25/100	—	—	1,687 千円	62,491 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	無	585 千円	7,408 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	2,857 千円	56,020 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額		等
給 料	町	長	813,000 円		(参考) 類似団体における最高／最低額		
					920,000 円／ 559,000 円		
	副	町 長	662,000 円		760,000 円／ 530,000 円		

報酬	議長	420,000 円	499,000 円／ 280,000 円
	副議長	368,000 円	430,000 円／ 214,000 円
	議会運営委員長	356,000 円	—
	常任委員長	356,000 円	—
	議員	350,000 円	400,000 円／ 189,000 円
期末手当	町長	(令和6年度支給割合)	
	副町長	3.450 月分	
	議会副議長	(令和6年度支給割合)	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	100分の583.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)	18,981,924 円 任期ごと
		100分の303.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)	8,041,976 円 任期ごと
	備考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

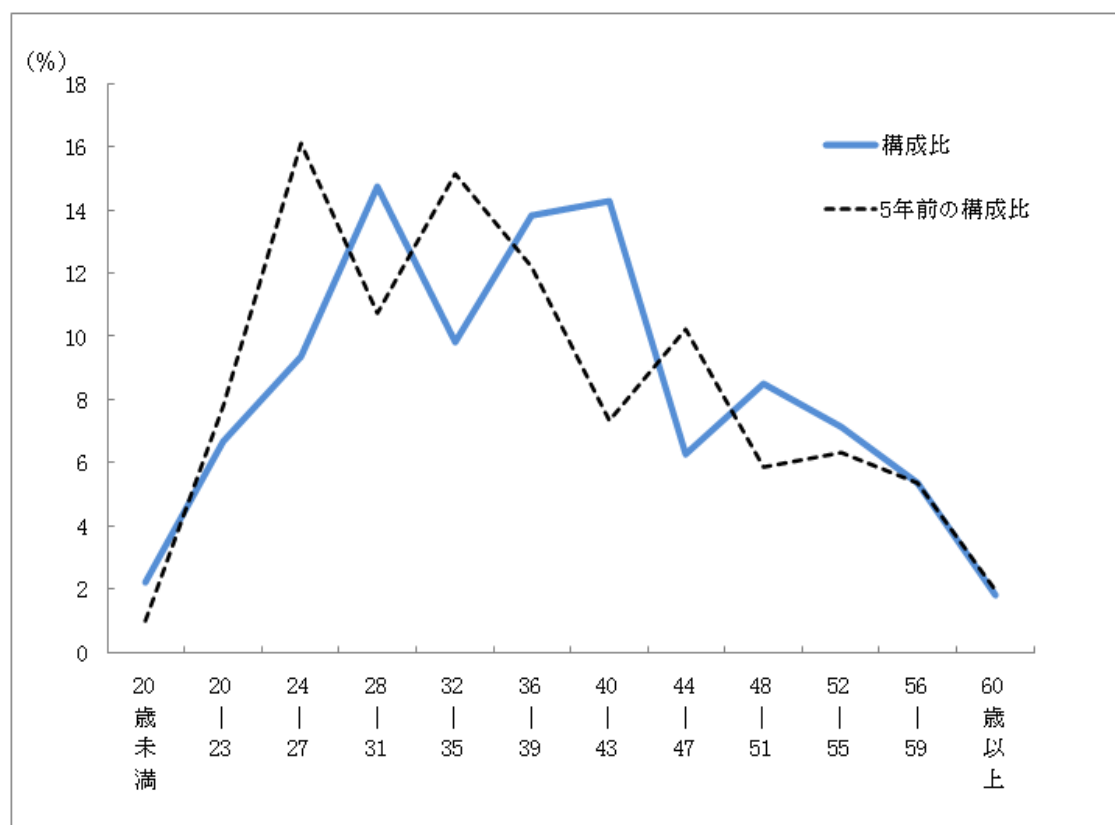
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会総務	3	3	0	総務一般部門の体制強化 収納・徴収の体制強化 年金保険部門増員
	一般事務	40	43	3	
	民生	14	15	1	
	衛生	46	47	1	
	労働	13	13	0	
	農林水産	0	0	0	観光部門減員 都市計画部門増員
	農工商	4	4	0	
	土木(建設)	6	5	-1	
	土木(建設)	10	11	1	
	計	136	141	5	<参考> 人口1万当たり職員数 54.95 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10 人)
公 営 企 業 等	教育部門	18	19	1	社会教育一般部門増員
	消防部門	37	39	2	消防部門増員
	小 計	191	199	8	<参考> 人口1万当たり職員数 77.55 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47 人)
	水道	5	4	-1	水道部門減員
公 営 企 業 等	下水道	5	5	0	福祉部門減員
	その他	17	16	-1	
	小 計	27	25	-2	
合 計		218 [250]	224 [250]	6 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 87.29 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 5	人 15	人 21	人 33	人 22	人 31	人 32	人 14	人 19	人 16	人 12	人 4	人 224

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別	年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一 般 行 政		127	126	127	128	136	141	14（11.0％）
教 育		20	19	19	19	18	19	△1（0.1％）
消 防		33	34	34	35	37	39	6（18.2％）
普 通 会 計 計		180	179	180	182	191	199	19（10.6％）
公 営 企 業 等 会 計 計		25	26	26	28	27	25	0（0.0％）
総 合 計		205	205	206	210	218	224	19（9.3％）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 624,439	千円 -43,100	千円 25,136	% 4.0	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,897 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 5	千円 16,205	千円 3,917	千円 6,206	千円 26,328	千円 5,266	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
内 灘 町	31.5 歳	274,027 円	454,085 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,241 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級 3級～6級 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

内 灘 町			市町村（政令指定都市を除く）平均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	
調整率 83.7 / 100			調整率 83.7 / 100
その他の加算措置			その他の加算措置
・定年前早期退職特例措置 2～20% 加算 （退職時特別昇給 無）			・定年前早期退職特例措置 2～45% 加算
—			1人当たり平均支給額 7,848 千円

（注）1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）		513 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		102,559 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内灘町	3 %	5 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）	令和6年度 支給実績なし
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,187 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	297 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	276 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	- 配偶者 6,500 円 - 子 10,000 円 - その他の扶養親族 6,500 円 - 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子（1 人につき加算額） 5,000 円	同	無	240 千円	240,000 円

住居手当	○借家・貸間 ・家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額－12,000円 ・家賃月額23,000円を超え54,000円未満 (家賃月額－23,000円) ×1/2 + 11,000円 ・家賃月額55,000円以上 27,000円	同	無	218 千円	218,000 円
通勤手当	○片道2km未満 支給なし ○交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円) ○自動車等の利用者(月額) 片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円	同	無	136 千円	67,800 円
管理職手当	・部長 68,000円 ・担当部長 68,000円 ・課長 54,000円 ・担当課長 54,000円 ・副参事 36,000円 ・課長補佐(相当職含む) 31,500円	—	—	648 千円	648,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務 時間中に勤務することを命 ぜられた職員	—	—	10 千円	5,182 円

	1時間当たり給与額の 135/100				
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	32 千円	32,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,377,084	千円 -156,566	千円 23,801	% 1.7	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,787 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 下水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 5	千円 17,329	千円 4,669	千円 6,963	千円 28,961	千円 5,792	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
内 灘 町	33.4 歳	285,326 円	437,109 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
1人当たり平均支給額（令和6年度）	1人当たり平均支給額（令和6年度）

1,393 千円	1,562 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級3級～6級 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度 47.7090 月分 47.709 月分	
調整率83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算 (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算
—	1人当たり平均支給額 6,120 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		561 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		112,292 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内灘町	3 %	5 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	令和6年度
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	992 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	331 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,451 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	484 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	・ 配 偶 者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円	同	無	360 千円	360,000 円
住 居 手 当	○ 借 家 ・ 貸 間 ・ 家 賃 月 額 23,000円 以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家 賃 月 額 - 12,000円 ・ 家賃月額23,000円を超え54,000円未満 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃月額55,000円以上 27,000円	同	無	269 千円	268,800 円
通 勤 手 当	○ 片 道 2km未 満 支 給 な し ○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支 給 限 度 額 55,000円) ○ 自 動 車 等 の 利 用 者 (月 額) - 片道5km未満 2,000円 - 片道5km以上10km未満 4,200円 - 片道10km以上15km未満 7,100円 - 片道15km以上20km未満 10,000円 - 片道20km以上25km未満 12,900円 - 片道25km以上30km未満 15,800円 - 片道30km以上35km未満 18,700円 - 片道35km以上40km未満 21,600円 - 片道40km以上45km未満 24,400円 - 片道45km以上50km未満 26,200円 - 片道50km以上55km未満 28,000円 - 片道55km以上60km未満 29,800円	同	無	221 千円	73,600 円

	片道60km以上	31,600円				
管理職手当	・部長 ・担当部長 ・課長 ・担当課長 ・副参事 ・課長補佐（相当職含む）	68,000円 68,000円 54,000円 54,000円 36,000円 31,500円	—	—	1,026 千円	513,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100		—	—	34 千円	17,035 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内		—	—	131 千円	65,500 円